

おしようしな観光大使委嘱要綱

1 目 的

上杉の城下町に代表する観光資源や米沢牛や米沢織などの全国ブランドの知名度の更なるアップを図り、本市への観光客誘致及び米沢ファンの拡大などによる地域活性化の推進と経済波及効果を高めることを目的に「おしようしな観光大使」を設置する。

2 委 嘱

本市に関心と愛着を持ち、本市の魅力を紹介してもらえる方（キャラクター等を含む）を市長が委嘱する。

- (1) 各界で活躍の米沢ゆかりの著名人等及び本市出身者（以下依頼型） 若干名
- (2) 本市に愛着を持つ者（以下公募型） 若干名
- (3) 米澤（米沢）の姓を持つ者及び屋号を持つ代表者で、かつ本市に愛着を持つ者（以下米澤型） 若干名
- (4) その他市長が適任と認める者

3 委嘱期間

観光大使の任期は1年とする。なお、再任は妨げない。

4 役 割

- (1) 本市の提供する観光名刺や観光パンフレット等により様々な機会をとらえて本市の魅力を積極的にPRする。
- (2) 本市のおまつりやイベントのほか観光キャンペーン等への参加によるPR活動を行う。
- (3) 年に一度、観光大使としての活動実績を本市に報告する。
- (4) その他本市観光振興に関すること及び観光振興に関する意見や提言を行う。

5 解 嘱

観光大使本人より辞任の申し出があった場合、または観光大使が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長が観光大使を解嘱する。

- (1) 観光大使としての職務の遂行が困難となった場合
- (2) 観光大使として適格性を欠くと認められた場合
- (3) 観光大使としての活動実績が一年以上把握できない場合

6 経 費

観光大使に提供する観光名刺等に係る経費の一部を負担する。また、依頼型観光大使については、来市旅費等の経費を負担する。なお、公募型及び米澤型観光大使については、原則として無償とする。

この要綱は、平成 18 年 1 月 5 日から施行する。

平成 19 年 2 月 21 日一部改正。

平成 21 年 2 月 2 日改正。

平成 26 年 5 月 1 日一部改正。

令和 元 年 9 月 9 日一部改正。

令和 2 年 6 月 1 2 日一部改正。